

毎日の生活の中で、高齢者のみなさまが抱える悩みを私たちと一緒に解決していきませんか？

笠岡市地域包括支援センター

当センターは、笠岡市内すべての高齢者を対象として、住み慣れた地域で安心した生活を営むことができるように、様々な支援を行う総合相談窓口としての役割を担っています。

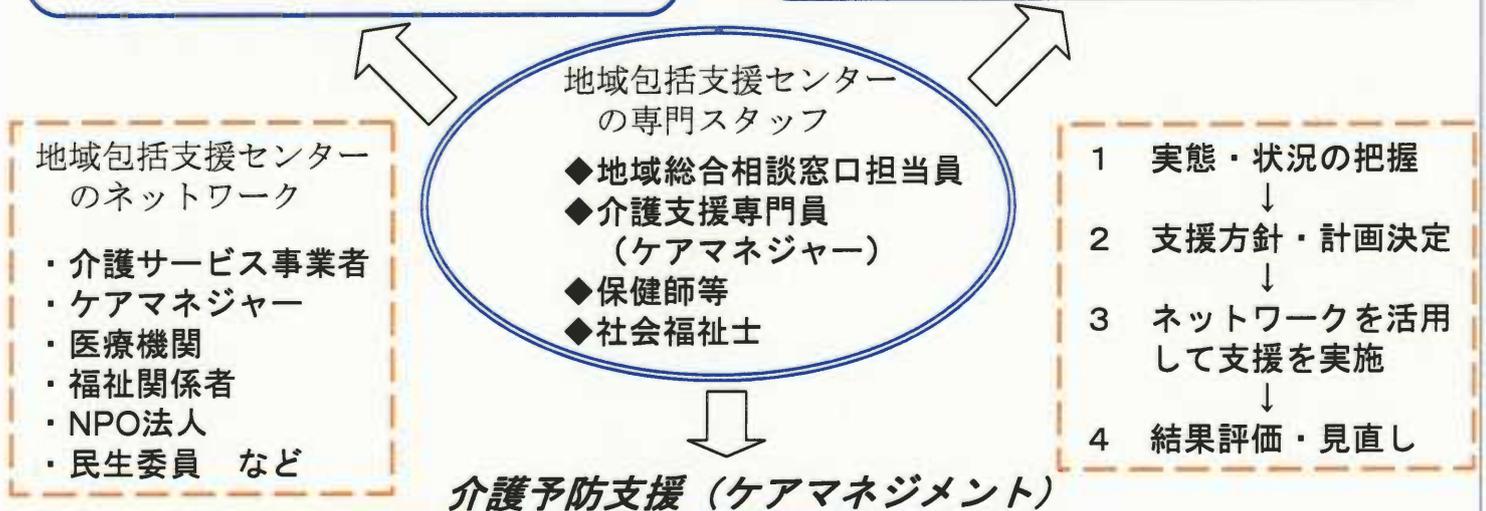
◆当センターの主な業務◆

総合相談・支援

高齢者のみなさまやその家族、地域住民の方などから様々な相談を受けて、また、お宅を個別訪問して、どのような支援が必要かを把握し、相談・支援をします。

権利擁護

高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売等による消費者被害の防止、成年後見制度の活用などにより、高齢者のみなさまの権利を擁護します。



介護予防支援 (ケアマネジメント)

専門スタッフが生活機能・心身機能などを把握し、本人様にあった介護予防プランを作成します。
(要介護認定において、**要支援1・要支援2と判定された方**や、**介護や支援が必要になるおそれのある方が対象**となります。)

2005年の介護保険法の改正で、新しく「介護予防サービス」が創設されました。「介護予防サービス」には、訪問や通所で受けることができるサービスのほか、福祉用具のレンタルや特定福祉用具の販売、住宅改修などのサービスもあります。

「笠岡市地域包括支援センター」が、「介護予防支援 (マネジメント)」をおこない、サービス事業者が「介護予防ケアプラン」にそったサービスを提供するといった流れとなります。

《サービス内容の詳細については、当センターまで》

◆お問い合わせ先◆ Tel 62-6662
笠岡市地域包括支援センター
笠岡市十一番町1-3 (笠岡市保健センター内)